

議案第 11 号

幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例

(幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「もの」を「者」に、「280,000 円以上 330,000 円以下」を「335,000 円以上 360,000 円以下」に改める。

(語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例の廃止)

第 2 条 語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例（昭和 63 年条例第 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

幸手市長 木村 純 夫

提 案 理 由

JET プログラム参加者の報酬額の見直しについて国から通知があったことから、語学指導等を行う外国青年招致事業等により外国語指導助手として任用される者の月額報酬額の範囲を改定すること等その他関係する条例を廃止したいので、この案を提出するものである。